

# 斑鳩小学校 PTA 会則施行細則

(目的)

第1条 この細則は会則第30条の規定によりこれを設ける。

(会費)

第2条 会則第6条の規定による会費は、各地区委員が、その所属地区会員よりこれを徴収し、会長の指定する日時に本会に納付するものとする。

(種別)

第3条 会則第7条の規定による幹事は、会長1名、副会長2名、書記3名、(P2・T1)、会計3名(P2・T1)総務5名以内、監事2名とする。

(選任)

第4条 会則第8条の規定による幹事候補者選考委員会は、同会則第7条規定による幹事により構成する。

(委員)

第5条 会則第11条の規定による委員のうち、地区委員の選出については、当該年度の12月末までに各地区児童の保護者の中から選出する。

各地区行事等の関係により、地区委員の数を増やしたい場合は、申し出により役員会で協議する。但し、地区委員代表者1名と他の1名が会則上の地区委員(合同委員)とし、増えた他の委員の方は、学年委員の選出除外にはならない。

2. 会則第11条の規定による委員のうち、学年委員の選出については、3学期に翌年度の学年委員を児童の保護者の中から選出する。選出基準は次の通りとする。

- ① 地区委員に選ばれた者は、選出除外となる。
- ② 児童一人に対して、6年間のうち一度学年委員に就任した者は選出除外となる。兄弟・姉妹が在学している場合は、兄・姉在学中の6年間で一度。弟・妹在学中の6年間で一度、学年委員になる場合があります。但し、立候補される場合はこの限りではない。
- ③ 本部役員経験者のうち過去に幹事役員に2年以上就任した者は選出除外となります。但し、立候補される場合はこの限りではない。
- ④ 二名以上の児童が在学中の方は、上の児童の学年での立候補および選出となる。
- ⑤ 選出方法については、1. 未経験の立候補者 2. 合同委員以外の地区委員及び本部役員経験者・学年委員経験者で立候補された方 3. 未経験者の順番となる。

(委員の所属)

第6条 会則第15条の規定による委員の所属は次の通りとする。

学年委員：保健体育部、広報部

地区委員：健全育成部

2. 会則第15条の規定による委員のうち、地区委員が所属する健全育成部は各地区から選出された2名のうち1名が所属する。

但し、所属しようとする地区のP会員数が全体の5%を下回り且つ地区からの要望があった場合、幹事会により健全育成部の所属の可否を決定することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成9年12月3日より施行する。
- 2 この細則は、令和2年4月1日より施行する。
- 3 この細則は、令和5年10月19日より施行する。
- 4 この細則は、令和6年4月1日より施行する。
- 5 この細則は、令和8年4月23日より施行する。

## 斑鳩小学校 P T A 慶弔規定

### 第1章（総則）

本会の会員及び児童に関する慶弔は、ここに定める規定によって、弔意あるいは祝意を表す。

### 第2章（児童に関して）

- ①卒業児童には、卒業祝品を贈る。
- ②児童死亡のときは、香料10,000円をおくり、会長・当該地区役員に伝達する。
- ③その他の特別のときは、役員会で協議する。

### 第3章（P会員に関して）

- ①会員死亡のときは、香料10,000円をおくり、会長・当該地区委員に伝達する。
- ②家屋の火災の場合10,000円の見舞いをする。その他については役員会で協議する。

### 第4章（T会員に関して）

- ①T会員の結婚には5,000円、出産には3,000円の祝金をおくる。
- ②T会員死亡のときは、香料・通夜・会葬・供物等について、役員会でその都度協議する。
- ③T会員の配偶者・父母・子死亡のときは、香料10,000円をおくる。  
その他の家族については、その都度協議する。
- ④T会員の転任のときは、2,000円を基本とし、1,000円に在任年数を乗じた額を加算して餞別をおくる。退職者については、その都度協議する。

### 第5章（感謝状の贈呈に関して）

P会員のうちで顕著な功績があると認める役員については、役員会の協議のうえ感謝状を贈呈する。

### 第6章（運用）

本規定の執行は、書記・会計が行い、委員会に報告する。

「協議」は、役員会でを行うが、急を要するときは、会長が先決し役員会及び委員会に報告する。

### 第7章（改廃）

本規定は、平成21年4月21日から実施し、改廃は、役員会の協議を経て、委員会の承認を受けなければならない。

## 斑鳩小学校 P T A 旅費規定

第1条 P T A会員が公務のために出張した際は旅費を支給する。

第2条 旅費は日当・船車賃・加算金を合算して支給するものとする。

第3条

1. 日当は半日でも1日として支給する。
2. 船車賃は車両を自己運転した場合や、バス・タクシー・船等交通機関を利用した際の補助金として支給する。
3. 加算金は、自己の運転する車両に、人を同乗させた場合に支給する。

第4条 旅費の支給額は、毎年年度当初に役員会において、審議し決定する。

〔 支給額表 〕

地区	内訳	日当	船 車 賃便乗自己・利用		加算額
太子町内		500	0	0	その都度 支給する
揖龍地区		500	0	440	
西播地区		500	0	1500	
東播地区		500	0	2000	
神戸・淡路・但馬・丹有		500	0	3200	
阪神		500	0	3200	
大阪		500	0	3200	
その他	その都度協議				